



2023年4月20日

各 位

会 社 名 株式会社ハイデイ日高
代表者の役職名 代表取締役社長 青野 敬成
(コード番号7611・東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画部長 石田 淳
(TEL. 048-644-8030)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を2023年5月24日開催予定の第45期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を行使することを通じて、取締役会の監督機能を強化して、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及びさらなる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。
これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2)当社は、業務執行に係る迅速かつ果断な意思決定を図るとともに、その実行を効率的に進めるため、執行役員制度を導入しております。定款において執行役員の位置付けを明確化し、業務執行体制の一層の機動的・効率的な運営を図るものであります。
- (3)剰余金の配当等について、引き続き、取締役会で決定することに加え、株主様からのご提案がある場合には株主総会で決定できるよう定款の変更を行うものであります。
- (4)株主名簿管理人に関する事項及び株式取扱規程を、取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定めることができることを明らかにする変更を行うものであります。
- (5)以上の変更に伴い、字句の修正・削除、条文の新設及び条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年5月24日(予定)
定款変更の効力発生日 2023年5月24日(予定)

以上



別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 〈条文省略〉 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 〈条文省略〉 (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 〈条文省略〉</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 〈条文省略〉 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 〈条文省略〉 3 〈条文省略〉</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 〈現行どおり〉 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 〈現行どおり〉 (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 〈現行どおり〉</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 〈現行どおり〉 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、<u>取締役会</u>および執行役員 (員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 〈現行どおり〉 3 〈現行どおり〉</p>

現行定款	変更案
(新設)	4 法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。
(新設)	5 前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第21条 〈条文省略〉 (取締役会の招集通知)	第21条 〈現行どおり〉 (取締役会の招集通知)
第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。



現行定款	変更案
<p>第23条～第24条 〈条文省略〉 (新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 〈条文省略〉 (新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> (員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役の予選決議の有効期間)</p> <p>第30条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>第23条～第24条 〈現行どおり〉 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 〈現行どおり〉 (執行役員)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
(常勤の監査役)	(削除)
第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会規則)	(削除)
第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	
(報酬等)	(削除)
第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
(監査役の責任免除)	(削除)
第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員)
	第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規則)
	第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。



現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 〈条文省略〉 (報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条 〈条文省略〉</p> <p>第7章 計算</p> <p>第40条 〈条文省略〉 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第42条～第43条 〈条文省略〉 (新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 〈現行どおり〉 (報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第35条 〈現行どおり〉</p> <p>第7章 計算</p> <p>第36条 〈現行どおり〉 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>第38条～第39条 〈現行どおり〉 (附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第45回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>